

令和6年度山形県低所得のひとり親世帯に対する県産米提供事業業務委託仕様書

1 業務の目的

物価の高騰による影響を深刻に受けているひとり親家庭の生活を応援するため、山形県内在住の低所得のひとり親世帯を対象に県産米を提供することにより、ひとり親家庭の生活の安定を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 想定件数

低所得のひとり親世帯に提供する県産米（はえぬき 精白米 10kg）の調達・配送
(計6,500世帯程度×1回)

4 提供対象者

山形県内在住の者で次のいずれかに該当する者

- ① 児童扶養手当の令和6年7月分の受給対象者
- ② 児童扶養手当の令和6年8月分から令和7年3月分までのうち、少なくとも1か月分についての受給対象者（令和6年7月分の受給対象者は除く。）

5 委託業務の内容

(1) 県産米の調達・配送

ア 受託者は、発注者が提供した対象者の情報に基づき、対象者への配送を行うこと。

なお、配送の時期については、上記4①に該当する者には令和6年10月から11月まで、4②に該当する者には令和7年3月に配送すること。

イ 配送する県産米は、令和6年産山形県産はえぬき精白米とする。1件につき、10kg入りビニル袋を段ボール箱に梱包して配送すること。

なお、配送の際には、本県から提供する県産米であることがわかるよう、段ボール箱等に明記すること。

ウ 県産米の品質等については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、品質の確保に努めること。

エ 対象者の都合等により返送があった場合には協議すること。

オ 受託者は、納品後に納品が確認できる書類を作成すること。

(2) 報告書の作成

受託者は、配送した月は、その月末までの配送実績等に関する報告書（任意様式）を、翌月の10日（ただし、配送した月が令和7年3月の場合にはその末日）までに、配送が確認できる書類とともに発注者に提出すること。

(3) その他

県産米を配送する際には、発注者が作成した対象者宛ての通知を同封すること。

6 その他

(1) 本業務に係る関係書類は、委託期間終了後5年間保存すること。

(2) この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、山形県と協議するものとする。